

(整理番号 290217)

第2回兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事要旨

開催日時	平成 29 年 9 月 26 日 8 時 30 分～10 時 15 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事要旨			
1 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議について 当初労働側は+15 円(855 円)、使用者側+10 円(850)円との主張であり、この5 円の差について、審議を継続したがその差は縮まらず、公益裁定によることを労使とも了解した。公益側が景況感、影響率、労使の主張等を考慮し、12 円の引上げを提示したところ労使とも合意した。 以上により、引上げ額 12 円(852 円)にて全会一致で合意した。 専門部会長から審議会会長あて報告がなされ、6 条 5 項の適用により、部会長から局長あての答申がなされた。 改正された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金は平成 29 年 12 月 1 日に発効することとされた(指 定日発効)			
2 その他 本日は非公開で行われた。 今年度の兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は終了とされた。			